破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１００９０号
東京都港区芝大門１丁目10番12号
債務者　株式会社アイ・エム・ピー
代表者代表取締役　一美　哲夫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　理江
4　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４号
北海道苫小牧市山手町１丁目３番３号
債務者　有限会社協成産業
代表者代表取締役　横田日出男
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口晃太朗
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後４時30分
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４８４号
栃木県日光市湯西川597番地
債務者　有限会社平成ビル管理
代表者取締役　伴　　久盛
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午後２時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８５号
栃木県日光市御幸町604番地６
債務者　有限会社しばたワークス
代表者代表取締役　柴田　清人
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前９時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６０号
神奈川県横浜市港北区小机町2565番地２
債務者　ジーアンドエー住宅販売株式会社
代表者代表取締役　平野　裕信
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　絵子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前11時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１１８号
東京都中央区勝どき３丁目４番６号
債務者　あけぼの食品販売株式会社
代表者代表取締役　野川　隆一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　彰人
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７号
三重県亀山市栄町1506番地の29
債務者　株式会社オリーブ
代表者代表取締役　柴田　美博
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５号
熊本県八代市新浜町１番１号
債務者　有限会社肥後ふるさと万十
代表者代表取締役　工藤　英徳
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４０４号
神奈川県小田原市中曽根305番地の２
債務者　有限会社ケータイハカセ
代表者代表取締役　間瀬　賢司
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後４時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５４号
静岡県浜松市浜北区小松363番地
債務者　有限会社野末建設
代表者取締役　野末　正治
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
4　破産債権の届出期間　平成23年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後３時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０３０号
札幌市東区伏古７条４丁目５番９号
債務者　株式会社アシスト
代表者代表取締役　永澤富士夫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
長野県長野市南千歳１丁目８番地５
債務者　伊藤花菱株式会社
代表者代表取締役　伊藤　　潔
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一由　貴史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５２０号
大阪府門真市島頭４丁目26番21号
債務者　有限会社大電通工
代表者取締役　榊原　　努
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２号
高知市針木本町１番28号
債務者　株式会社土佐第一園芸
代表者代表取締役　池田　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　久敬
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前11時
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４９号
沖縄県名護市字宇茂佐908番地
債務者　株式会社大国建設工業
代表者代表取締役　玉城　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所民事第３部